

## 【農地転用を目的とした農用地区域からの除外申出について】

■□■□■□■ 申出には下記の書類が必要です ■□■□■□■

### ■美咲農業振興地域整備計画における農用地区域からの除外申出書

- ・土地利用者および土地所有者（土地利用者と同じ場合は不要）の署名が必要です。
- ・複数名で利用または所有する場合は全員の署名が必要です。

### ■添付書類

- ① 地積図
  - ・美咲町役場本庁税務課または各総合支所地域振興課で取得してください。
- ② 土地全部事項証明書
  - ・法務局で取得してください。
- ③ 事業計画書
  - ・記入例を参考に作成してください。
- ④ 土地利用計画図
  - ・建物等を設ける場合は建築面積、建物配置等を記入し、建築図面等を添付してください。
  - ・一部除外の場合は分筆予定線を記入してください。
- ⑤ 代替地がないことの申出書
  - ・農振農用地以外で利用できる土地がないか検討してください。
- ⑥ 除外要件適合確認書
  - ・記入要領を参考に記入してください。
- ⑦ 水利組合の同意書（水利組合がある場合）
- ⑧ 住民票（申出者が町外在住の場合）
- ⑨ その他町長が必要と認める書類等
  - ・申出者が法人の場合は定款等。
  - ・申出手続きを代理人がおこなう場合は委任状。

### ■□■□■□■ 注 意 事 項 ■□■□■□■

- 申出の際には事前にお問い合わせください。
- 現地確認の結果等によっては、申出が許可されないことがあります。
- 中山間地域等直接支払・多面的機能支払の加入農地は除外できません。
- 農地転用や開発行為など他法令の許可見込みがないと除外できません。
- 除外後には改めて農業委員会へ農地転用の手続きが必要です。
- 除外後、農地転用が完了しない場合は農振農用地に戻す可能性があります。

申出書類の提出は 令和8年10月30日（金）必着です。

～ お問い合わせ先 ～

美咲町役場 産業観光課	TEL 0868-66-1118
美咲町旭総合支所 地域振興課	TEL 0867-27-3111
美咲町柵原総合支所 地域振興課	TEL 0868-62-1111